

恵庭市地域密着型サービス事業者の指定について (認知症対応型共同生活介護)

介護保険法第78条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者に係る指定権限は市町村です。

当該事業所より新規申請がなされたことから、運営等について、介護保険法施行規則第131条の8、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に基き、審査し、新規指定したので、指定内容についてご審議願います。

■指定地域密着型サービス事業者概要

指 定 年 月 日		令和元年5月15日
指 定 満 了 月		令和 7年5月14日
事業 者	法 人 名	株式会社ビジュアルビジョン
	所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区仲町1－54－3
	代 表 者	代表取締役 井沢 隆
事業 所	事 業 所 名	けあビジョンホーム恵庭
	所 在 地	恵庭市柏木町4丁目9番18号
	事 業 名	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
	定 員 (登 録)	18名(2ユニット)

恵庭市地域密着型サービス事業者等の新規指定及び指定更新について

介護保険法により、居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型通所介護に関する指定権限は市町村と規定されています。

記載してございます事業者より、新規指定及び指定更新の申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査し、新規指定及び指定更新をしましたのでご報告を申し上げます。

◆居宅介護支援事業

居宅介護支援事業 居宅サービス等が適切に利用できるよう居宅要介護者の依頼を受け、居宅サービス計画を作成し、計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整や施設の紹介等便宜を提供

〔新規指定/1事業者〕

指 定 年 月 日	令和元年5月13日	
指 定 満 了 年 月 日	令和7年5月12日	
事 業 者	法 人 名	株式会社 YARUKA
	所 在 地	恵庭市恵み野南3丁目3番11
事 業 所	事 業 所 名	いちい居宅介護支援事業所
	所 在 地	恵庭市漁町146番地

〔指定更新/2事業者〕

指 定 年 月 日	令和元年5月1日	
指 定 満 了 年 月 日	令和7年4月30日	
事 業 者	法 人 名	株式会社 白虹
	所 在 地	恵庭市美咲野5丁目1番1号
事 業 所	事業所名	認知症専門居宅介護支援事業所ケアマネジメントセンターしろにじ
	所 在 地	恵庭市美咲野5丁目1番1号

指 定 年 月 日	令和元年5月15日	
指 定 満 了 年 月 日	令和7年5月14日	
事 業 者	法 人 名	株式会社 ハピネス
	所 在 地	恵庭市和光町5丁目16番6号
事 業 所	事業所名	居宅介護支援事業所ハピネス
	所 在 地	恵庭市和光町5丁目16番6号

◆介護予防支援事業

介護予防支援事業	要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう地域包括支援センターの保健師等が要支援者の依頼を受けて介護予防サービス計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を提供
----------	---

〔指定更新/1事業者〕

指 定 年 月 日		平成31年4月1日
指 定 満 了 年 月 日		令和7年3月31日
事 業 者	法 人 名	社会福祉法人 恵望会
	所 在 地	恵庭市柏木町429番地6
事 業 所	事業所名	恵庭市みなみ地域包括支援センター・恵庭市ひがし地域包括支援センター
	所 在 地	恵庭市柏木町429番地6・恵庭市黄金南5丁目11番地4

◆地域密着型通所介護事業

地域密着型通所介護事業	生活機能の維持、向上を図るため、利用定員 19 名未満の小規模通所介護施設にて、入浴、排泄、食事の介護や生活についての相談助言と機能訓練を提供
-------------	---

〔指定更新/1事業者〕

指 定 年 月 日		平成31年4月24日
指 定 満 了 年 月 日		令和7年4月23日
事 業 者	法 人 名	すまいる株式会社
	所 在 地	恵庭市和光町4丁目8番20号
事 業 所	事業所名	デイサービスすまいるの家
	所 在 地	恵庭市和光町5丁目16番6号

指定介護予防支援の一部委託

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができますと定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

これまで指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託する際には、各指定介護予防支援事業所(各地域包括支援センター)から「任意様式」にて恵庭市へ届出されており、委託する内容や届け出る条件にばらつきがある状態でした。

↓↓↓

このことから、要領と様式を制定し、提出条件の統一化や委託する内容の一元化を図りました。
(→委託する「個人」に対して報告するのではなく、委託する「事業所」に追加・変更がある際に本部会へ報告することとしました。)

【平成31年4月末日 現在での一部委託の状況】

指定介護予防支援の一部委託先事業者数		委託する内容(※)	委託する期間
恵庭市ひがし地域包括支援センター	16事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市みなみ地域包括支援センター	10事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市きた地域包括支援センター	7事業所	1～9	自動更新 有
恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター	7事業所	1～10	自動更新 有

(※)委託する内容

1	利用申込の受付
2	契約締結
3	介護予防支援のためのアセスメント
4	介護予防サービス計画原案の作成
5	サービス担当者会議の開催
6	介護予防サービス計画の交付(利用者、家族への説明及び同意を得ること)
7	サービス提供に係る連絡調整
8	モニタリング
9	計画の達成状況の評価
10	給付管理業務

恵庭市指定介護予防支援等の一部委託の届出に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）の一部委託の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、法及び施行規則において使用する用語の例による。

（一部委託の届出）

第3条 施行規則第140条の35第1項及び第140条の70第1項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項について、恵庭市指定介護予防支援等の一部委託に係る届出書（様式第1号）により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第4条 施行規則第140条の35第2項及び第140条の70第2項の規定による届出は、恵庭市指定介護予防支援等の一部委託に係る変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、指定介護予防支援等の一部委託の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第7期介護保険事業計画 介護サービス基盤整備関係 スケジュール

報告(3)

番号	サービス種類／事業所概要	スケジュール												
1	認知症対応型共同生活介護	令和元年度												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	【事業所概要】 ◆設置者 ビジュアルビジョン株式会社 ◆事業所名 けあビジョンホーム恵庭 ◆住所 恵庭市柏木町4丁目9番18号	指定申請	専門部会 5/17	供用開始 6/1～										平成30年度第1回目の専門部会で報告済み。今回の専門部会で事業者の指定について審議。
2	認知症対応型共同生活介護(追加公募分)	令和元年度												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	【事業所概要】 ◆設置者 有限会社時館 ◆事業所名 (仮称)あいあるホーム恵庭 ◆住所 恵庭市島松本町2丁目278番1										指定申請	専門部会 2月頃	供用開始 3月～	平成30年度第3回目の専門部会で報告済み。供用開始は3月～を目処としている。
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和元年度												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	【事業所概要】 ◆設置者 HITOWAケアサービス株式会社 ◆事業所名 (仮称)イリーゼ恵庭 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◆住所 恵庭市相生町2番1			指定申請	専門部会 7月頃	居宅介護支援事業所を対象とした事業者説明会 7月～8月頃	供用開始 夏～秋頃							供用開始前にケアマネジャーを対象とした事業説明会を開催し、利用者・ケアマネジャーへの周知・理解の徹底を図る。

第7期介護保険事業計画 介護サービス基盤整備関係 スケジュール

■ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について

- ・平成30年度内で公募を実施。
- ・募集要項を公開、事業者公募説明会を実施し、事前協議期間を設けて、平成31年3月1日～3月18日の間で公募した結果、「応募事業者なし」であった。
↓↓↓
- ・このことから、今年度において、公募の方針やスケジュールを検討し直し、再公募を実施する予定。

■ 特定施設入居者生活介護について

- ・平成30年度内で公募を実施。事業者指定は北海道が行うが、指定にあたり、恵庭市は第7期介護保険事業計画との調整を図る見地から、北海道に意見書を提出する必要あり。
今回の募集は、恵庭市として、この意見書において内諾する事業者を選定するために行った。
↓↓↓
- ・応募のあった事業者のうち、「HITOWAケアサービス株式会社」を選定。（事業所名 「イリーゼ恵庭」、住所 「恵庭市相生町2番1」）
- ・現在は、北海道からの「市町村意見書」が求められたことから、特定施設入居者生活介護の整備は、第7期介護保険事業計画の内容に相違ない旨の意見書を提出した。

令和元年度 介護保険料改定のご案内

今年10月の消費税増税に伴い、今年度介護保険料段階が1から3段階までの保険料額が以下のとおり改定となります。

第1段階 20,100円 ⇒ 15,800円

第2段階 31,600円 ⇒ 24,400円

第3段階 34,500円 ⇒ 33,100円

保険料算定の一覧表

所得段階	対 象 と な る 方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額× 0.275	15,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額× 0.425	24,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額× 0.575	33,100円